

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

当社は、地域の農家・食品加工業者・卸売業者と連携し、地産食材を活かしたメニュー開発や販促活動を共同で実施します。地域イベントや商工団体との連携を通じ、地域全体の飲食・観光需要の創出に取り組みます。

健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は、従業員の健康管理体制の強化や衛生管理のノウハウを取引先と共有し、飲食業としての衛生・健康水準の向上を図ります。

地域の医療機関や保健機関と連携した健康増進プログラムの情報を取引先にも提供し、業界全体の健康経営の推進に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けてはいません。また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、焼き鳥店として重要な食材である鶏肉・野菜・調味料などの仕入れ価格について、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁が行われるよう、取引先と定期的な情報交換を行い、価格決定過程の透明化に努めます。

また、地域の農家や食品加工事業者と連携し、国産食材・地域食材の使用割合を高めることで、地域内での価値循環を生み出し、サプライチェーン全体の収益向上を支援します。

さらに、食品ロス削減の取り組み(部位活用・仕込み効率化・廃棄量削減など)の実例を取引先に共有し、環境負荷の低減とコスト最適化を、地域全体で連携して推進します。

当社は、サプライチェーン全体での共存共栄を重視し、パートナーシップ構築宣言の一層の普及に努めるとともに、取引先満足度の向上と、得られた利益・コスト改善成果の公正な還元を目指します。

令和7年12月4日

有限会社 野球鳥

代表取締役社長 牟田 亮介

企 業 名

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。